

内部統制システム宣言(誓約書)

当財団は、平成25年3月13日、理事会において、理事の職務執行が法令・定款に適合すること、及び業務の適正を確保するための体制の整備に関し、当財団の基本方針を以下のとおり決定した。

1. 理事及び職員(派遣社員を含む)の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
 - (1)当財団の全ての役員及び職員は、「法令」「定款」及び内部規定を遵守するものとし、これを誓約書で宣言する。
 - (2)理事は、年2回の通常理事会や必要に応じて開催する臨時理事会において、他の理事の職務執行を監督する。
 - (3)理事は、法令や内部規定の違反に関する重大な事実を発見した場合、直ちに監事に報告するとともに、遅滞なく理事会において報告する。
 - (4)理事は、法令違反や内部規定の違反またはそのおそれのある事実の早期発見に努める。

2. 理事の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
 - (1)「定款」及び「理事会運営規則」に基づき、通常理事会を年2回開催するほか、必要に応じて臨時理事会を開催する。

理事会では、理事長が作成する各年度の事業計画及び予算の承認のほか、業務執行及び重要事項の決定を行う。
 - (2)事務局は、理事会で承認した事業計画を達成するために、具体的な施策を実行する。
 - (3)迅速な意思決定を行うため、関係理事等による運営会議を必要に応じて開催し、職務執行に関する重要事項について審議を行う。

また、役員会により、審議に向けた事前の情報共有を推進する。
 - (4)職務執行の効率化を推進するため、適切に権限を委譲する。

また、「事務局規程」に基づく職務権限を明確化する。
 - (5)事務局の業務運営については、運営会議等における予算管理や事業進行管理により、適切に点検を行う。

3. 理事の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

理事の職務執行にかかる重要書類については、「文書管理規程」に基づき、保存期間に応じた適切な保管を行い、公明性の確保に努める。また、機密情報等の保全を図るため、「個人情報管理規程」等のもとで、理事及び職員の業務上の情報管理を徹底する。

4. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

(1) 経営上の重大なリスクについては、運営会議等で審議を行い、特に重要なものについては理事会において報告又は意思決定する。

(2) 事業運営に係るリスクは、各所管部署の権限の範囲で分析や対応策の検討を行う。

(3) 把握されたリスクは、対応方針と対策を決定し、継続的に検証を実施する。

5. 監事への報告体制及び監事の監査が実効的に行われることを確保するための体制

(1) 監事は、理事会への出席や監事監査により理事の職務の執行を監査するとともに、理事の不正行為、法令や定款に対する違反等が認められる場合、理事会を招集する。

(2) 監事は、当財団の重要な意思決定や業務の執行状況を把握するため、必要に応じて監事監査の対象テーマに関して理事や職員にヒアリングを行うとともに、起案書等の重要文書の閲覧を行う。